

男女共同参画行動計画 白山21

～ ひとりひとりが輝けるまちをめざして ～



白山市

は じ め に



少子高齢化が進展し、家庭や地域社会が変化している中で、男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が強く求められています。

国においては、平成22年に実効性のあるアクション・プランとして第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

白山市では、平成19年に「男女共同参画行動計画白山21」を策定し、男と女が自立し人間として対等なパートナーとしてともに支え合いひとりひとりが輝けるまちづくりをめざして施策を推進してまいりましたが、国の動向や社会環境の変化を踏まえて新たな課題に対応するため、この度計画を見直すことといたしました。

改定版は、より実効性のある計画とするため、施策体系を整理するとともに、新たに「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)の認知度等の5項目について数値目標を加えております。

計画の着実な推進を図るためには、市と市民・団体・事業者の皆様がそれぞれの特性を生かして連携・共同し、一体となって取り組むことが必要であります。今後も引き続き、行動計画に基づき、積極的に施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画策定にあたり、真摯に、かつ積極的に議論いただきました白山市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成24年3月

白山市長 作 野 広 昭

目 次

第1部 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の基本理念	3
5 計画の基本目標	4

第2部 施策の展開

施策体系図	6
基本目標 I 家庭・職場・地域において男女が 共に個性と能力を発揮できる社会の実現	8
基本課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	8
基本課題2 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保	13
基本課題3 人々が安心して暮らせる環境の整備	16
基本課題4 地域における男女共同参画の推進	18
基本目標 II 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	20
基本課題5 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革 ..	20
基本課題6 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	23
基本目標 III 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	25
基本課題7 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大と人材育成	25
基本目標 IV 男女の人権の尊重	27
基本課題8 女性に対するあらゆる暴力の根絶	27
基本課題9 生涯を通じた女性の健康支援	30

第3部 計画の推進

1 計画の推進体制の整備	33
2 市民及び事業者との連携	33
3 国及び他の地方公共団体との連携	34
4 数値目標	34

資 料 編

1 白山市男女共同参画推進条例	36
2 白山市男女共同参画推進会議設置要綱	41
3 白山市男女共同参画審議会委員名簿	43
4 男女共同参画行動計画白山21（改定版）策定までの経過	44

＊この計画書内のグラフは、次の調査結果に基づいています。

○基本課題1、2、4、5関係

「白山市男女共同参画に関する市民意識調査」（平成23年9月実施）

対象者：20歳以上の市民2,000人（無作為抽出）／回収結果：786人（39.3%）

○基本課題8関係

「白山市男女間における暴力に関する市民意識調査」（平成23年3月実施）

対象者：20歳以上の市民2,000人（無作為抽出）／回収結果：742人（37.1%）

第1部

計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

人口減少、少子高齢化の進展、産業構造の変化、人々のライフスタイルの状況の変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題です。

白山市では、平成19年3月に、「男女共同参画行動計画 白山21」を策定し、男女が自立し対等なパートナーとしてともに支え合い、ひとりひとりが輝けるまちづくりをめざして男女共同参画に計画的に取り組んできました。

しかし、依然として男女共同参画があらゆる人々にとって必要であるという認識が浸透していないこと、女性の社会進出は進んでいるとはいえ、方針の立案・決定過程への参画は十分とはいえず、また、長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルからの転換が進まず、仕事と家事・育児・介護等の両立が依然として難しいなど、様々な分野において解決すべき課題が残されています。

一方、国の「第3次男女共同参画基本計画」、県の「いしかわ男女共同参画プラン2011」の策定など、これまでの施策の実施状況についての評価及び見直しが行われ、今後にむけた視点が新たに盛り込まれております。

そこで、白山市においても「男女共同参画行動計画 白山21」策定後5年が経過し、社会環境の変化や国・県の計画が改定されたこと等に伴う新たな課題に対応するため、計画を改定することとしたものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき策定する市の基本計画です。
また、この計画は、白山市の他分野の計画との整合性を考慮した計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度の5年間とします。
ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行います。

4 計画の基本理念

男と女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野でその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

5 計画の基本目標

- | | | |
|------|-----|-----------------------------------|
| 基本目標 | I | 家庭・職場・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現 |
| 基本目標 | II | 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 |
| 基本目標 | III | 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大 |
| 基本目標 | IV | 男女の人権の尊重 |

第2部

施策の展開

施策体系図

基本理念

男と女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野でその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします

基本目標

I 家庭・職場・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

基本課題

施策の方向

具体的施策

1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

(1) 家庭における男女の役割分担意識の見直し

① 男性の家事・育児・介護への参加促進
② 家庭における男女共同参画意識の普及

(2) 子育てを支える環境の充実

① 保育サービスの充実
② 地域における子育て支援
③ 情報提供の充実
④ 子育てに関する相談支援体制の充実
⑤ 子育てに関する地域交流の活性化
⑥ 仕事と生活の調和

(3) 介護を支える環境の充実

① 介護を支える環境の充実

2 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保

(4) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

① 男女雇用機会均等法等の周知啓発
② 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)についての啓発
③ 男女共同参画の推進に積極的な事業者の顕彰

(5) 継続就労・再就労及び起業への支援

① 職業能力開発への支援
② 育児・介護休業制度の周知・啓発
③ 女性起業家等への支援

(6) 自営業等における労働条件の向上と支援

① 家族経営協定の締結促進
② 商店街「おかみさん会」育成研修

3 人々が安心して暮らせる環境の整備

(7) ひとり親家庭に対する支援の充実

① 相談体制の充実
② 生活の支援

(8) 生活困窮者への支援

① 生活の支援

(9) 外国人への支援

① 相談体制の充実

(10) 高齢者への支援

① 相談体制の充実
② 生活の支援

(11) 障害のある人への支援

① 相談体制の充実
② 生活の支援

4 地域における男女共同参画の推進

(12) 地域における男女共同参画の推進

① 地域活動への支援

(13) 男女共同参画による防災体制の確立

① 防災における男女共同参画
② 災害復興の場における男女共同参画

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策
Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	5 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革	(14) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革	① 意識づくりのための講演会・講座等の開催 ② 男女共同参画づくりに向けた基盤整備 ③ 男女共同参画苦情処理機関の周知と適切な処理 ④ 広報・インターネット等による広報啓発
		(15) 男女共同参画に関する調査と情報の提供	① 定期的な意識調査の実施 ② 企業・団体等に対する実態調査の実施 ③ 資料・図書の収集と提供
		(16) メディアにおける表現等への意識強化	① ガイドラインの作成 ② 市の刊行物の点検
	6 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(17) 幼少期からの男女平等教育の推進	① 保育所（園）での取り組み ② 学校教育における男女平等教育の推進 ③ 教職員研修の充実
		(18) 地域における男女共同参画の学習機会の充実	① 地域における学習機会の提供
Ⅲ の方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大と人材育成	7 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大と人材育成	(19) 市審議会等への女性の参画促進	① 市審議会等への女性の参画促進
		(20) 女性の人材育成と情報の提供	① 女性の能力開発 ② 女性の人材に関する情報の収集及び提供 ③ 女性の役職への登用及び職域拡大 ④ 市役所における女性職員の登用及び職域拡大
		(21) 女性グループ等の活動支援	① 女性グループ等の活動支援 ② まちづくり活動等への支援 ③ 地域おこし活動に関する支援
Ⅳ 男女の人権の尊重	8 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(22) 女性に対するあらゆる暴力への対策の推進	① DV防止のための啓発活動の充実
		(23) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進	① 相談体制の充実 ② 被害者の安全確保と自立支援の充実 ③ 関係機関等との連携と協力
		(24) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	① 地域・就業の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ② 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止教育の推進
	9 生涯を通じた女性の健康支援	(25) 生涯を通じた女性の健康づくりの推進	① 生涯を通じた健康づくりの支援 ② 妊娠・出産にかかわる保健施策の充実 ③ 成人・高齢期における健康支援策の充実 ④ 女性を受診しやすい環境づくりの推進
		(26) 「性と生殖に関する健康と権利」に対する意識の浸透	① 「性と生殖に関する健康と権利」に対する意識啓発の浸透 ② 性に関する教育の充実 ③ エイズ・性感染症等についての正しい知識の普及

基本目標 I

家庭・職場・地域において男女が
共に個性と能力を発揮できる社会の実現

基本課題 1

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

【現状と課題】

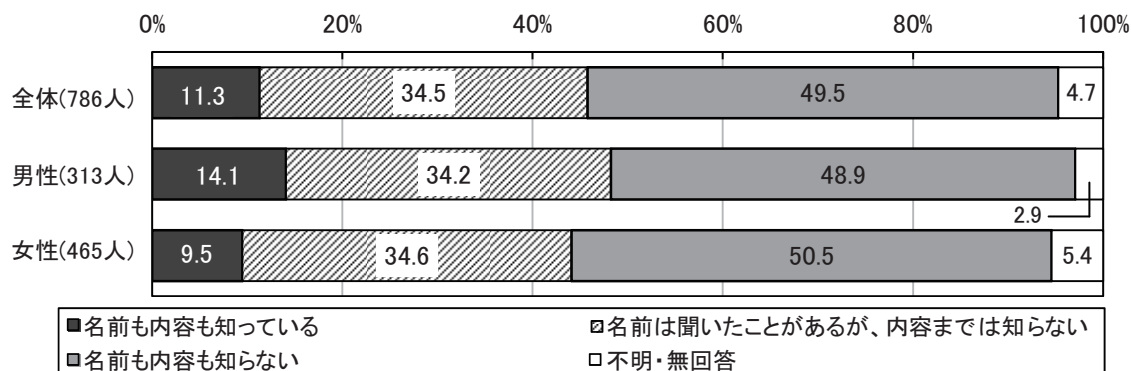
少子高齢化や家族形態が多様化する中で、男女が社会のあらゆる分野の活動に参画していくためには、男女が互いに協力して家族の一員としての責任を担う必要がありますが、家事をはじめとし、子育て、介護の多くを女性が担っている現状があります。

これを改善するためには、性別による固定的な役割分担^{※1}にとらわれず、男女ともに家庭を大切にする生き方の重要性を認識し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※2}）の推進を図るとともに、育児・介護休暇を取得しやすい労働環境の整備、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援を一層充実していく必要があります。

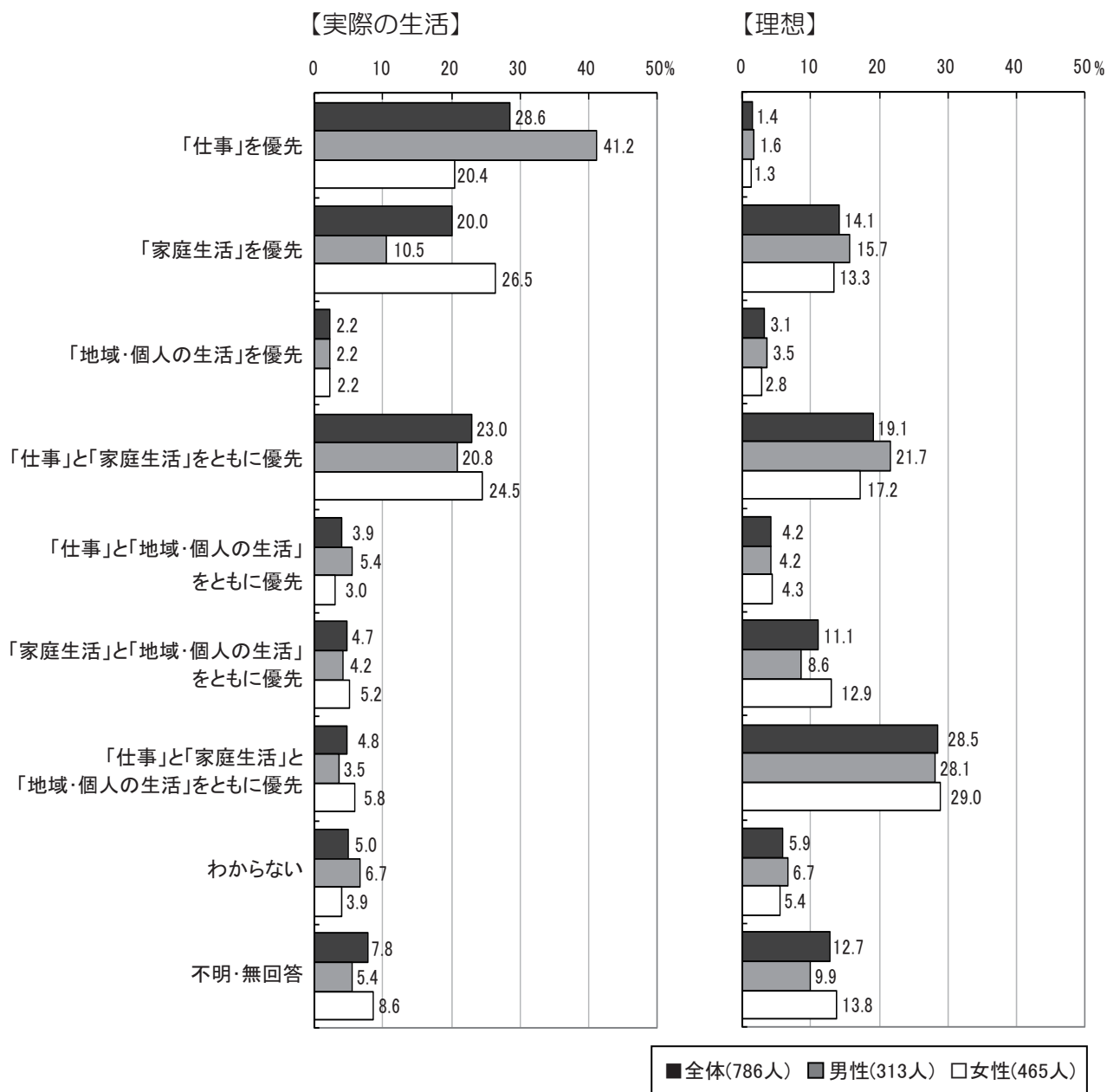
※1 固定的な役割分担：「男は仕事、女は家庭」「子育ては女の役割」というように、性別によって男女の役割を決めてしまうことをいいます。

※2 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように、就業時間や休業制度等、職場や社会環境を整えることをいいます。

■「ワーク・ライフ・バランス」の認知度

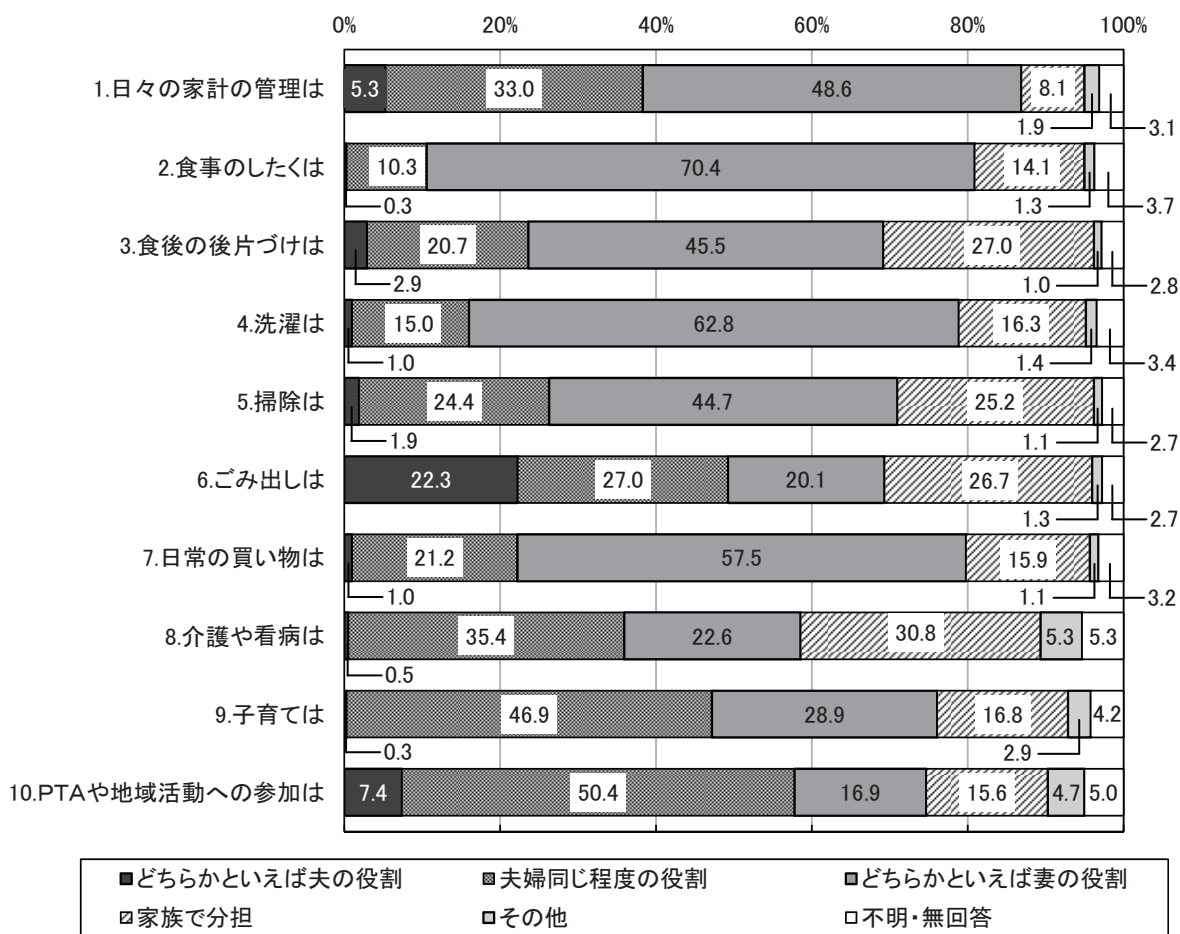


■「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先順位

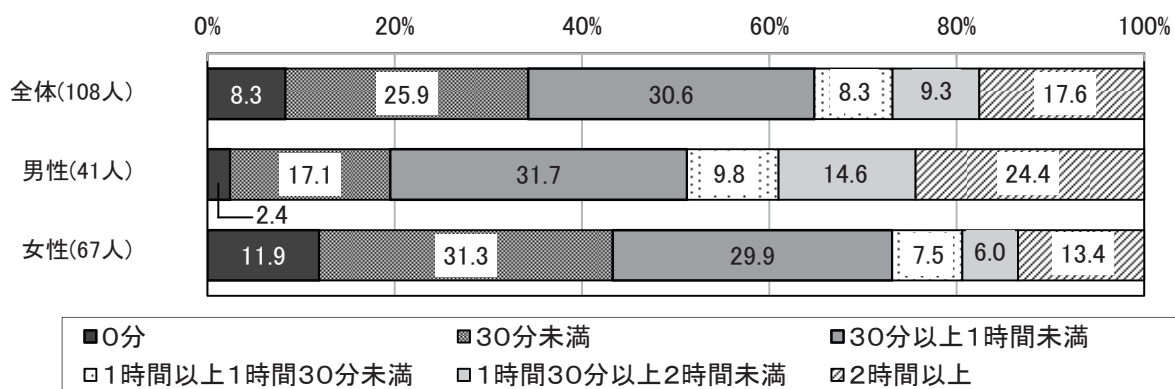


■家庭における役割

【全体 786人】



■男性の育児・家事時間（1日）



基本課題 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課	実施時期
(1) 家庭における男女の役割分担意識の見直し			
☆家庭の中から参画の意識を高めます。			
① 男性の家事・育児・介護への参加促進	学習講座の開催	男女共同参画室	継続
		生涯学習課	継続
	男女対象の料理教室の開催	健康増進課	継続
		生涯学習課	継続
	パパも一緒に子育て講座の開催	子育て支援課	継続
	パパネットあさがおの支援	子育て支援課	新規
② 家庭における男女共同参画意識の普及	講演会、ワークショップ、セミナーの開催	男女共同参画室	継続
(2) 子育てを支える環境の充実			
☆仕事をしていなくても安心して子育てができる環境を充実させます。			
① 保育サービスの充実	乳児保育・延長保育・休日保育・一時保育・病後児一時保育の推進	子育て支援課	継続
	年度途中入園受入の実施	子育て支援課	継続
	育児サポートの活用	子育て支援課	継続
	育児不安減を図るために、マイ保育園への登録の推進	子育て支援課	継続
② 地域における子育て支援	児童センターの児童養育活動の充実	子育て支援課	継続
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	子育て支援課	継続
	赤ちゃんの駅の実施	子育て支援課	新規
③ 情報提供の充実	子育て便利帳等の発行	子育て支援課	継続
	健康診査のお知らせ	健康増進課	継続
	広報等による児童館、児童センターの行事の周知	子育て支援課	継続

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課	実施時期
④ 子育てに関する相談 支援体制の充実	子育て支援センター事業の充実	子育て支援課	継続
	母子、幼児相談の充実	子育て支援課	継続
		健康増進課	継続
	電話相談・面接相談の充実	子育て支援課	継続
	家庭児童相談員による電話相談・面接 相談の充実	子ども相談室	継続
	保健師による相談・面接相談の充実	健康増進課	継続
⑤ 子育てに関する地域 交流の活性化	子育て短期支援事業（ショートステイ 事業・トワイライト事業）の充実	子育て支援課	継続
	保育所（園）等における地域交流・世代 間交流の推進	子育て支援課	継続
	支援センターを中心とした子育てサ ークルへの支援の充実	子育て支援課	継続
⑥ 仕事と生活の調和	保育所（園）の施設開放の促進	子育て支援課	継続
	一般事業主行動計画の推進	商工課	新規
	白山市特定事業主行動計画の推進	職員課	新規
(3) 介護を支える環境の充実			
☆介護の悩みや不安を解消するための環境の充実を図ります。			
① 介護を支える環境の 充実	相談窓口の整備充実	長寿介護課 高齢者支援センター	継続
	情報の提供	長寿介護課 高齢者支援センター	継続

雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保

【現状と課題】

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な分野です。

雇用の場では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等の法律が施行され、女性の働く環境は徐々に整備されてきましたが、賃金格差や昇進・昇格の不平等など、まだまだ男女間の格差があるのが現実です。

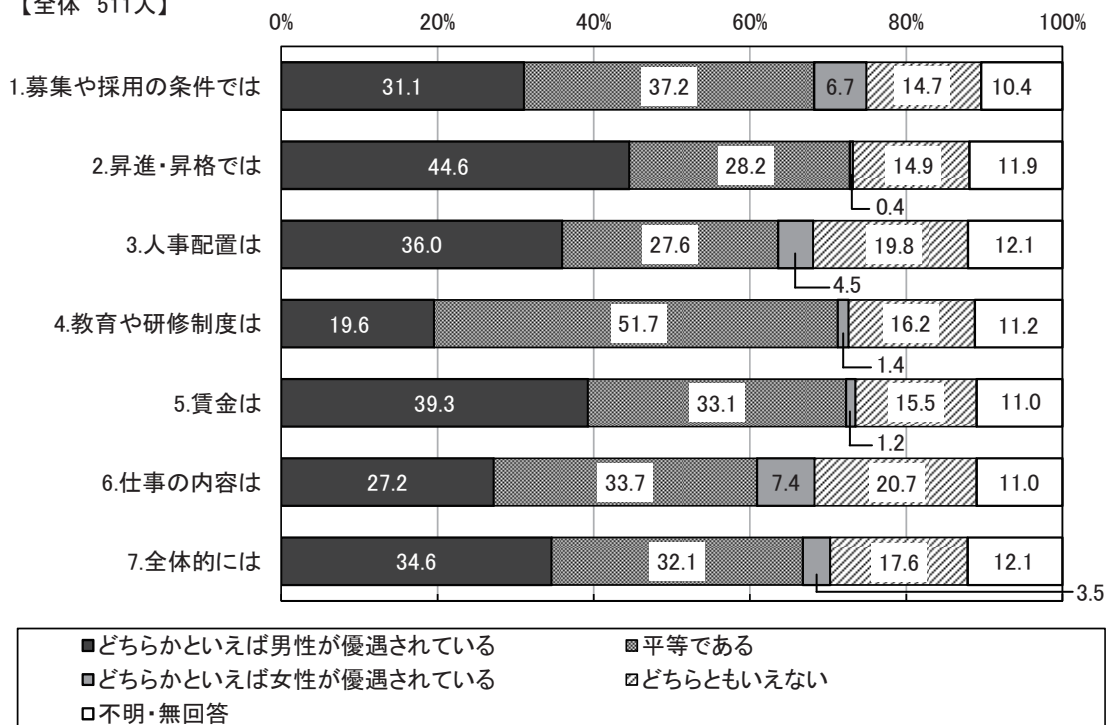
また、自営業等では仕事と生活の公私の区別をつけにくいことも多く、女性の働きに対する正当な評価が不明確になりがちです。

女性が性別により差別されることなく、法の下で実質的な男女の均等を確保し、男女間の格差を解消するため積極的改善措置（ポジティブ・アクション^{※3}）の導入等、就業環境の整備に向けた企業等における積極的な取り組みを促進する必要があります。

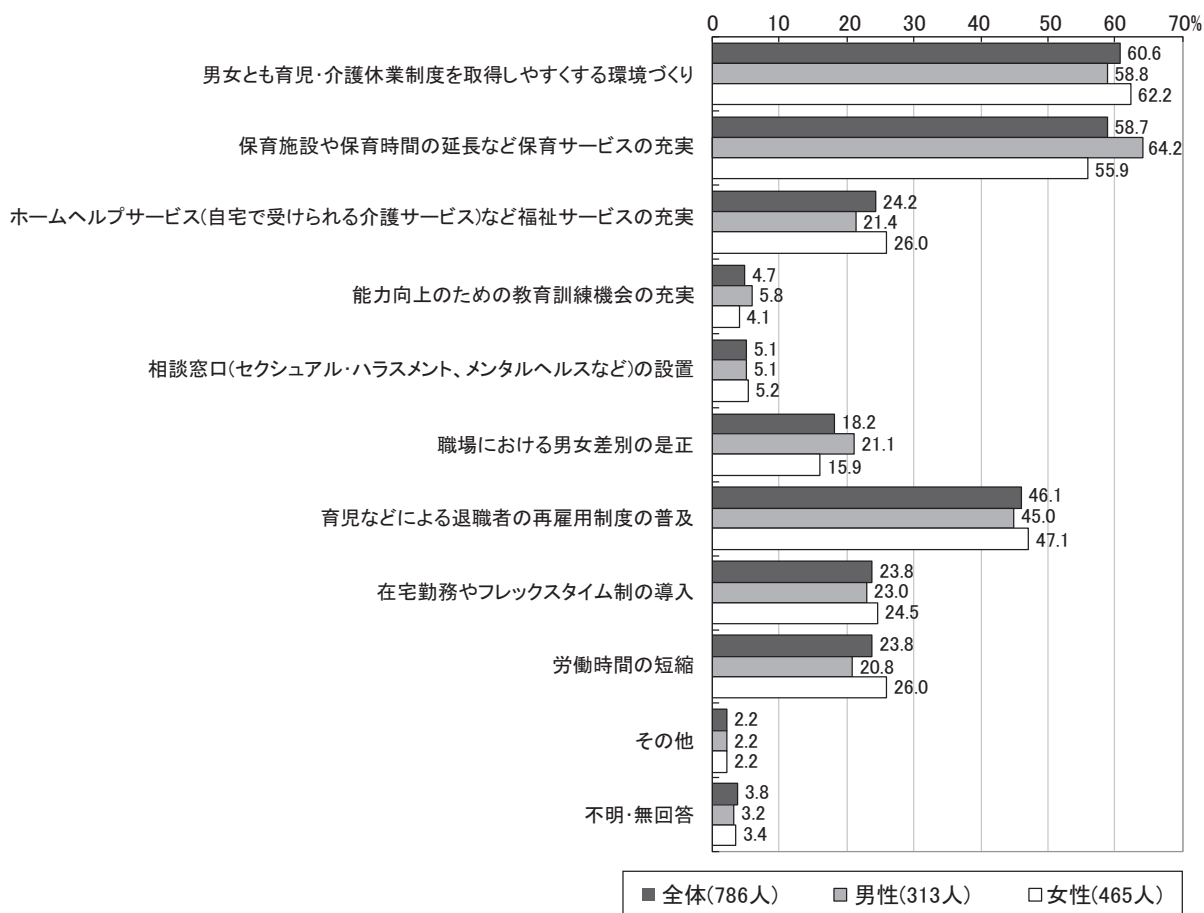
※3 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：男女共同参画社会基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されています。

■職場での男女平等

【全体 511人】



■女性が働きつづけるために必要なこと（3つまで選択）



基本課題 2 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課	実施時期
(4) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保			
☆企業等への普及啓発を推進します。			
① 男女雇用機会均等法等の周知啓発	広報、国等のパンフレットを通じての周知啓発	商工課	継続
② 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）についての啓発	国・県等が主催研修会の参加情報提供	商工課	継続
③ 男女共同参画の推進に積極的な事業者の顕彰	広報に掲載	商工課	継続
(5) 継続就労・再就労及び起業への支援			
☆女性が働き続けられる環境を支援します。			
① 職業能力開発への支援	国・県主催研修会の参加促進の活用	商工課	継続
② 育児・介護休業制度の周知・啓発	育児・介護休業法等各種制度の周知・利用促進	商工課	継続
	広報誌等による情報提供	商工課	継続
③ 女性起業家等への支援	起業家セミナー等の開催	商工課	継続
	起業等への家賃補助	商工課	継続
(6) 自営業等における労働条件の向上と支援			
☆自営業の女性の参画を支援します。			
① 家族経営協定の締結促進	家族経営協定の締結促進	農業振興課	継続
② 商店街「おかみさん会」育成研修	研修会等への参加促進	商工課	継続

人々が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

ひとりで子育てをしている人や慢性的な景気の低迷の中、雇用や就業状況の変化により、生活が苦しくなった人が増えてきており、男性よりも女性の方が多いのが現状です。また、日本で生活する外国人、高齢者、障害のあることによって生活が難しい人も、女性であることによって、より一層困難な状況が重なっています。少子高齢化、核家族化が進む社会では、家庭でのさまざまな問題を家庭内だけで解決するのは困難な現状があります。

様々な「生活上の困難」を抱える人々に対して、相談体制の充実と生活の支援を行い、安心して暮らせる環境の整備の充実に努め、個々の様々な生き方に沿った切れ目のないサービスの提供を図っていく必要があります。



基本課題 3 人々が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課	実施時期
(7) ひとり親家庭に対する支援の充実			
☆子どもの養育にかかわる支援・相談体制の充実に努めます。			
① 相談体制の充実	ひとり親家庭自立支援員による相談体制の充実	子育て支援課	継続
② 生活の支援	母子寡婦福祉資金貸付、医療費助成、ホームヘルパー派遣事業の実施	子育て支援課	継続
	児童扶養手当の支給	子育て支援課	継続
	ひとり親家庭等の自立促進事業の充実	子育て支援課	継続
(8) 生活困窮者への支援			
☆生活困窮者の生活安定を図るため、各種支援を行います。			
① 生活の支援	生活困窮者への相談体制の充実	障害福祉課	新規
	児童・生徒就学援助	学校教育課	新規
(9) 外国人への支援			
☆外国人からの相談に対応できる相談体制の充実に努めます。			
① 相談体制の充実	外国人への市民相談体制の整備	国際交流課	継続
(10) 高齢者への支援			
☆高齢者の介護予防・福祉サービス・権利擁護等相談体制の充実に努めます。			
① 相談体制の充実	相談窓口の整備充実	長寿介護課 高齢者支援センター	継続
② 生活の支援	認知症支援策の充実	長寿介護課 高齢者支援センター	新規
	在宅サービスの充実	長寿介護課 高齢者支援センター	継続
	施設サービスの充実	長寿介護課 高齢者支援センター	継続
(11) 障害のある人への支援			
☆障害のある人の自立等の支援・相談体制の充実に努めます。			
① 相談体制の充実	相談支援専門員による相談	障害福祉課	継続
② 生活の支援	在宅福祉サービスの充実	障害福祉課	継続

地域における男女共同参画の推進

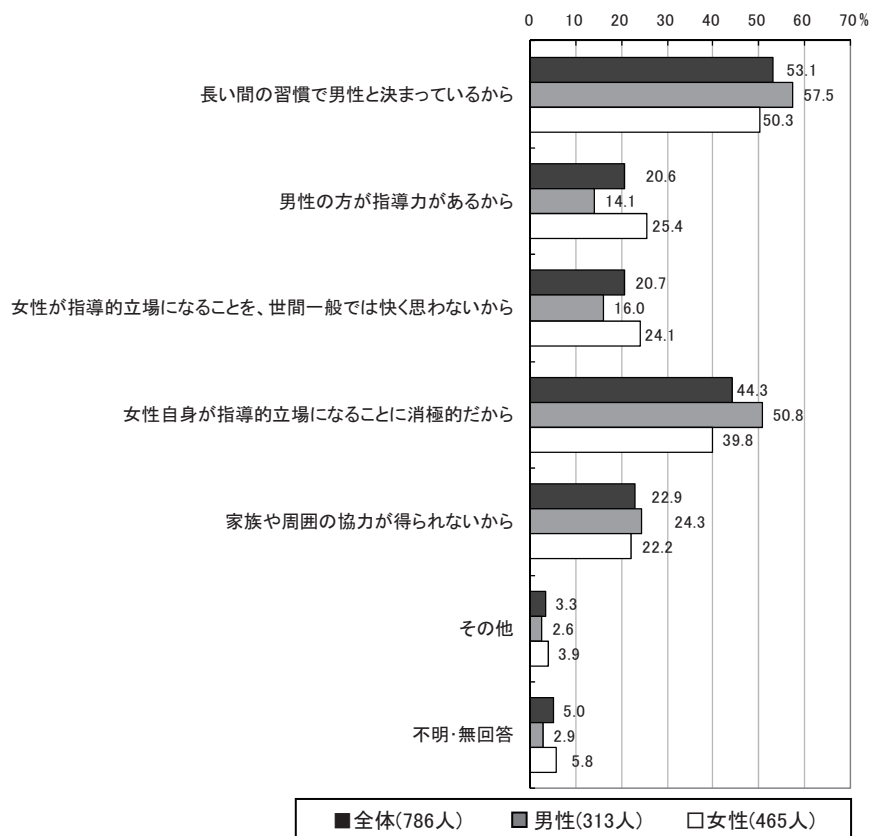
【現状と課題】

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。地域は、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加など、様々に変化しており、またそこに住む人々も、経済的自立、子育て、介護など様々な課題を抱えています。

地域における男女共同参画を推進していくためには、身近な課題を取り上げ、地域の様々な人々が参加できる場において、わかりやすい意識啓発の取組を進めるとともに様々な地域活動への男女の参画を促進することが重要です。

また、防災対策には地域社会の果たす役割や男女のニーズの違いを把握することが重要であり、男女共同参画の視点に留意して防災対策を推進する必要があります。

■地域の指導的立場の女性が少ない理由（2つまで選択）



基本課題 4 地域における男女共同参画の推進

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課	実施時期
(12) 地域における男女共同参画の推進			
☆地域の自主的な取り組みを支援します。			
① 地域活動への支援	公民館、町内会など地域活動等への支援	生涯学習課	継続
	環境保全活動への支援	環境課	継続
(13) 男女共同参画による防災体制の確立			
☆男女双方の視点を取り入れます。			
① 防災における男女共同参画	防災に関する女性リーダーの育成	防災安全課	継続
② 災害復興の場における男女共同参画	男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れた災害復興体制の確立	防災安全課	継続

基本目標 II

男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

基本課題 5

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

【現状と課題】

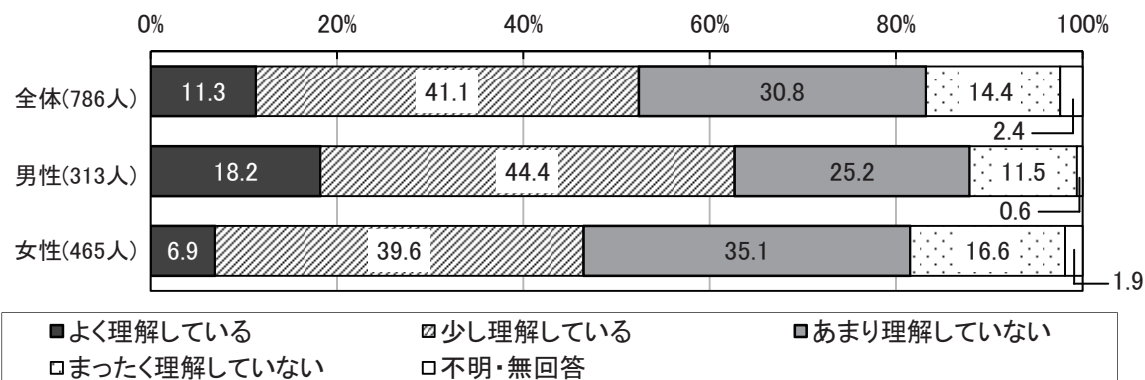
男女一人ひとりがそれぞれを尊重し、あらゆる分野へともに参画し、いきいきとした人生を送ることができる社会とは、個性や能力が十分に生かされ男女が対等な立場で築く社会のことです。

しかし、市民の意識や行動、社会の慣習や慣行の中には、いまだ女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っており、男女共同参画社会形成を進めていくうえで阻害要因となっています。

法律や制度が整備されても、それを受入れる社会の体制、人々の意識が整っていなければ男女共同参画社会は実現しません。

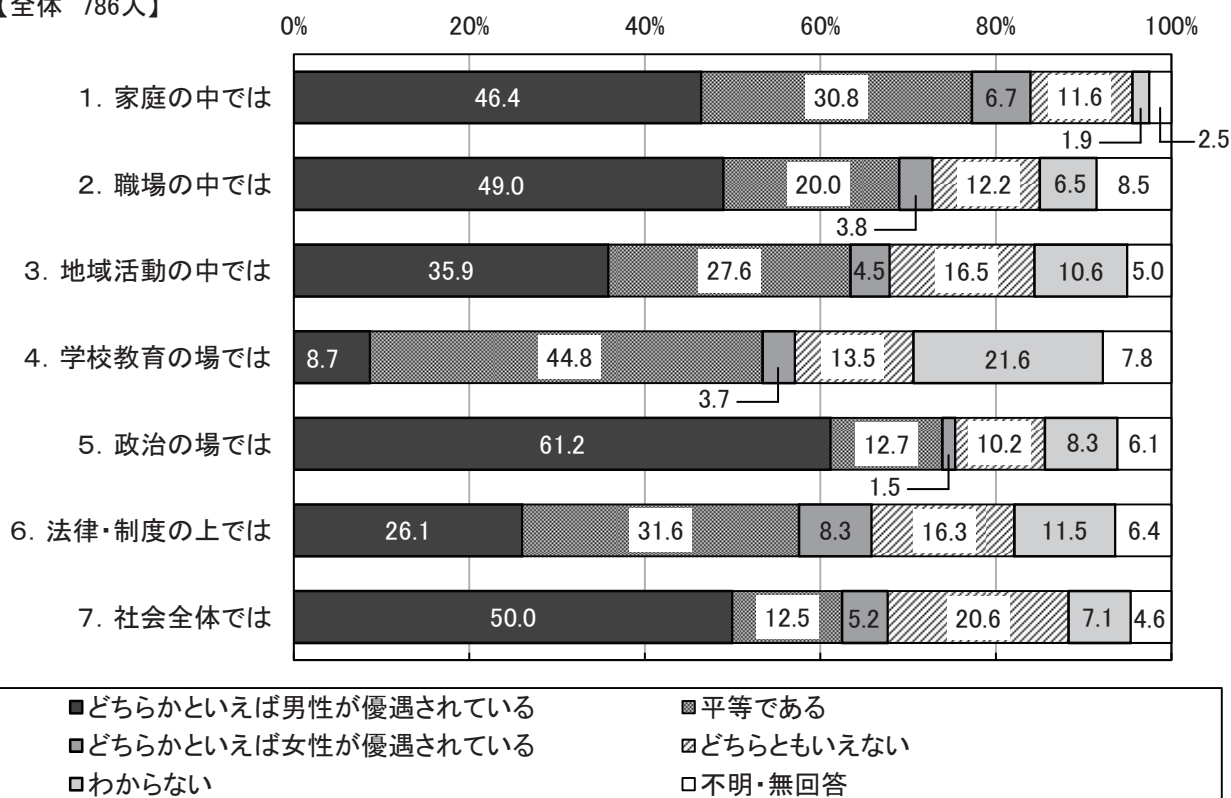
男女が「男だから」「女だから」という固定観念にとらわれず、自らの人生を主体的に選択し、個人が十分尊重され、ともに社会を支え、築いていくには、あらゆる場や機会を通じて、意識改革を積極的に働きかける必要があります。

■「男女共同参画社会」の理解度

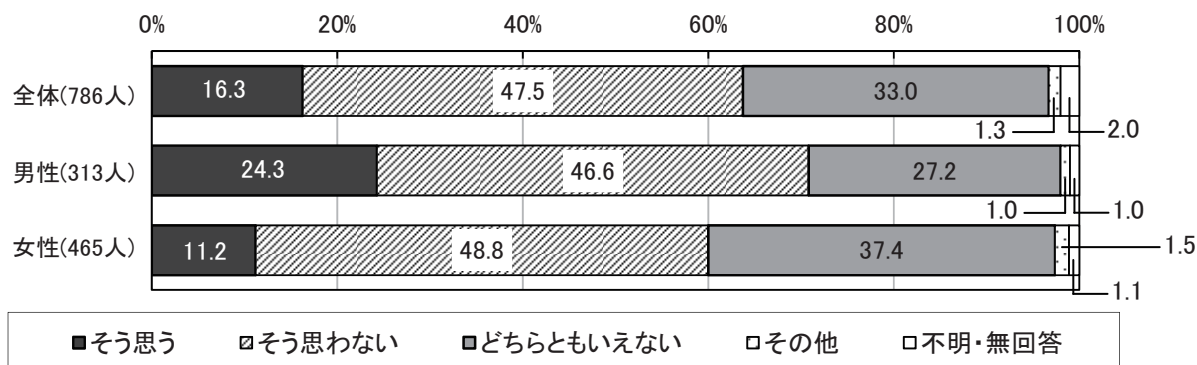


■男女の地位の平等

【全体 786人】



■「男は仕事、女は家庭」という考え方



基本課題 5 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課	実施時期
(14) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革			
☆意識づくりのための啓発と行動計画の推進に努めます。			
① 意識づくりのための講演会・講座等の開催	男女共同参画啓発講演会の開催	男女共同参画室	継続
	人権啓発講演会等の開催	市民相談室	継続
② 男女共同参画づくりに向けた基盤整備	行動計画の進捗状況の進行管理と年次報告	男女共同参画室	新規
③ 男女共同参画苦情処理機関の周知と適切な処理	男女共同参画苦情処理委員会	男女共同参画室	新規
④ 広報・インターネット等による広報啓発	広報・インターネット等での広報啓発	男女共同参画室	継続
(15) 男女共同参画に関する調査と情報の提供			
☆現状を把握するため各種調査を行い反映します。			
① 定期的な意識調査の実施	市民意識調査の実施	男女共同参画室	継続
② 企業・団体等に対する実態調査の実施	企業・団体等に対する実態調査の実施	商工課	継続
③ 資料・図書の収集と提供	男女共同参画に関する資料・情報の収集と提供	男女共同参画室	継続
		松任図書館	継続
(16) メディアにおける表現等への意識強化			
☆ガイドラインの視点から点検・見直しを行います。			
① ガイドラインの作成	ガイドラインの作成と周知	男女共同参画室	継続
② 市の刊行物の点検	市の刊行物の点検	男女共同参画室	新規
	広報紙の点検	広報広聴課	継続

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

【現状と課題】

男女共同参画の視点に立った教育や学習は、人々の意識に男女平等や人権としての性の尊重を根付かせるとともに、女性が社会のあらゆる分野で力をつけ、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけ、また男性が家庭、地域にも主体的に参画していくうえで、極めて重要な役割をもつものです。

人格形成の基礎となる幼少期からの教育は、男女共同参画の意識づくりに大きな影響を及ぼすと思われます。将来の社会を担う子どもが成長する過程で、性別にとらわれずその個性と能力を十分伸ばせる教育を積極的に行っていかなければなりません。

また、男女がともに個性や能力にあった生き方ができるように、生涯にわたる男女共同参画の視点に立った学習の機会の充実が望まれます。



基本課題 6 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課	実施時期
(17) 幼少期からの男女平等教育の推進			
☆幼少期から男女共同参画意識を育てます。			
① 保育所（園）での取り組み	個性・能力を尊重した保育の推進	子育て支援課	継続
	保育士への研修の充実	子育て支援課	継続
② 学校教育における男女平等教育の推進	男女共同参画に視点をおいた教育・学級活動の充実	学校教育課	継続
		市民相談室	継続
③ 教職員研修の充実	教職員への研修の充実	学校教育課	継続
(18) 地域における男女共同参画の学習機会の充実			
☆生涯にわたる学習の機会を提供します。			
① 地域における学習機会の提供	講座・セミナー等の実施	生涯学習課	継続
	出前講座・セミナー等の実施	男女共同参画室	継続
	県男女共同参画推進員との連携の強化	男女共同参画室	継続

基本目標 Ⅲ

方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

基本課題 7

方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大と人材育成

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、方針の立案及び決定過程で男女双方の意見が平等に反映されることが重要です。

現在、市では政策・方針を決める各種審議会・委員会等への女性委員の登用率の目標を40%以上とし、女性の政策・方針決定過程への参画向上に努めています。

市の各種審議会・委員会等への女性の登用を一層促進させるため、人材を養成する講座や研修の開催、人材リストの作成をするとともに、事業所や民間の団体等における女性の参画拡大を支援することが必要です。

今後、女性の方針の立案及び決定過程への参画を拡大するため、人材育成・能力開発向上の機会の充実を図ります。

基本課題 7 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大と人材育成

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課	実施時期
(19) 市審議会等への女性の参画促進			
☆女性の意見を市政により反映させるため、積極的に登用を促進します。			
① 市審議会等への女性の参画促進	審議会等への女性委員登用の推進	男女共同参画室	継続
	女性委員の登用の方針について提示	男女共同参画室	継続
	女性委員登用状況調査の実施	男女共同参画室	継続
(20) 女性の人材育成と情報の提供			
☆女性の能力を生かし管理職、役員への積極的な登用・職域の拡大を推進します。			
① 女性の能力開発	女性への研修の実施また参加の促進を啓発	男女共同参画室	継続
② 女性の人材に関する情報の収集及び提供	女性人材リストの整理・周知	男女共同参画室	継続
③ 女性の役職への登用及び職域拡大	女性の管理職・役員への積極的登用の啓発	商工課	継続
④ 市役所における女性職員の登用及び職域拡大	女性職員の管理監督職への積極的登用	職員課	新規
(21) 女性グループ等の活動支援			
☆女性グループの企画・運営を支援します。			
① 女性グループ等の活動支援	女性団体及び男女共同参画グループ等への活動支援	生涯学習課	継続
② まちづくり活動等への支援	女性団体及び男女共同参画グループ等への活動支援	男女共同参画室	継続
③ 地域おこし活動に関する支援	女性団体及び男女共同参画グループ等への活動支援	観光課	継続

基本目標 IV

男女の人権の尊重

基本課題 8

女性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者等からの暴力（DV:ドメスティック・バイオレンス^{※4}）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント^{※5}、売買春、ストーカー行為等女性に対する暴力は、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。

配偶者等からの暴力は個人的な問題ではなく、その子どもや親族など多くの人々がかかわる社会問題であることをすべての市民が理解し、暴力を許さないという意識を社会全体で醸成するとともに、その根絶に向けて、被害者への相談支援体制の充実や関係機関との連携した支援の構築など「白山市配偶者等からの暴力及び被害者の支援に関する基本計画」の推進が必要です。

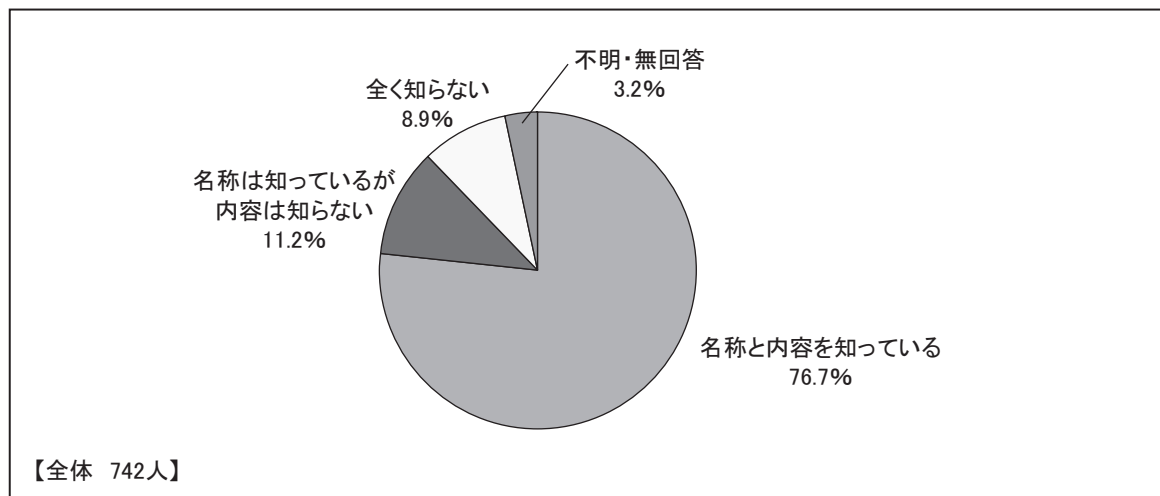
また、セクシュアル・ハラスメントは、就業の場、学校、地域など、さまざまな場面で起こりうるもので、被害者の個人としての尊厳を傷つけるばかりではなく、被害者個人の能力をも妨げる人権侵害となります。

これらの問題の解決には、被害者への支援はもとより、教育や啓発が重要です。

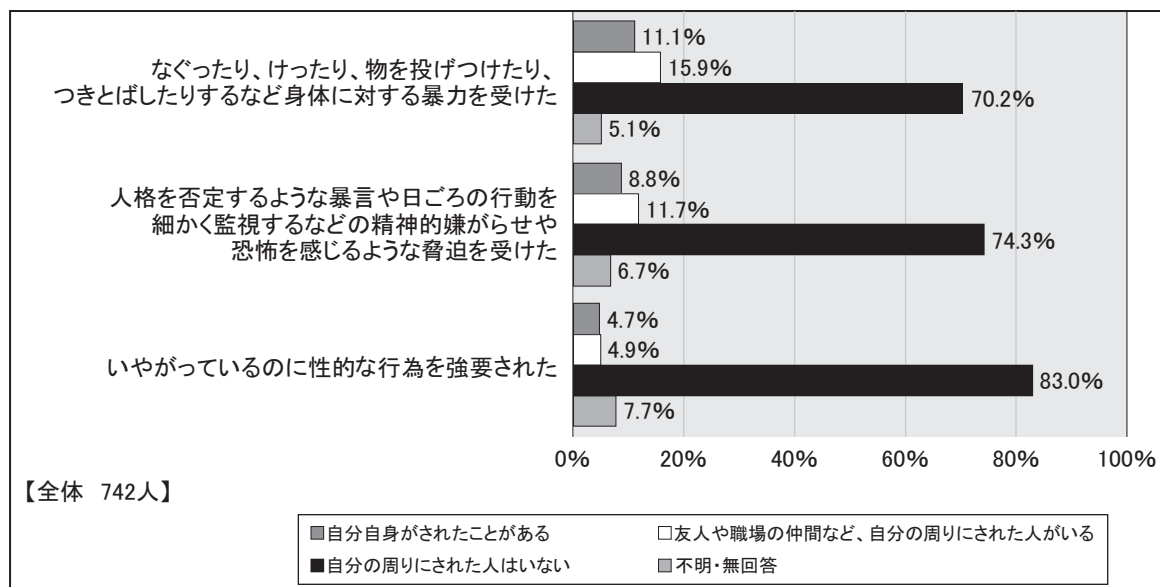
※4 配偶者等からの暴力（DV:ドメスティック・バイオレンス）：配偶者やパートナーからの身体に対する暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を指します。

※5 セクシュアル・ハラスメント：性的な言動による嫌がらせをいいます。

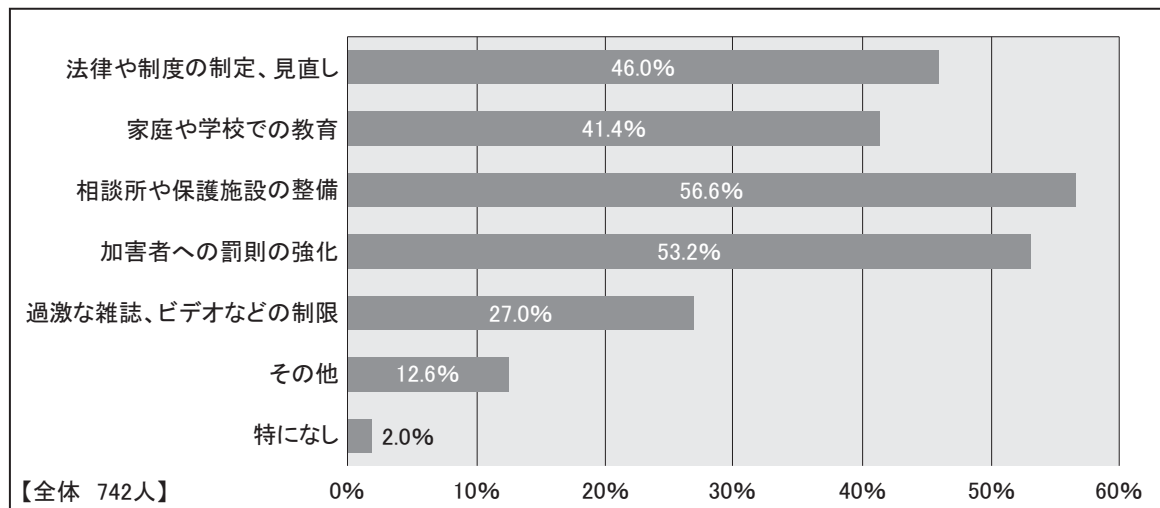
■「DV」の認知度



■DVの被害経験



■DV防止に必要なこと



基本課題 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課	実施時期
(22) 女性に対するあらゆる暴力への対策の推進			
☆女性に対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのための広報・啓発に努めます。			
① DV防止のための啓発活動の充実	広報等による啓発	男女共同参画室	継続
	若者層への教育・啓発の推進	男女共同参画室	新規
	情報誌、資料等の作成・配布	男女共同参画室	継続
	DV防止基本計画の推進	男女共同参画室	新規
(23) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進			
☆DV被害者の相談・保護・自立支援に努めます。			
① 相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターの設置	男女共同参画室	新規
	DVホットライン白山	男女共同参画室	新規
	女性のための無料相談	男女共同参画室	継続
		市民相談室	継続
	男性からの相談窓口	市民相談室	新規
	相談員の研修実施	男女共同参画室	継続
② 被害者の安全確保と自立支援の充実	県や警察等関係機関との連携強化	男女共同参画室	継続
	入所施設の紹介・手続き	男女共同参画室	継続
	関係機関と連携した被害者の自立支援	男女共同参画室	継続
③ 関係機関等との連携と協力	関係機関との連携	男女共同参画室	新規
	庁内連携の強化	男女共同参画室	新規
(24) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進			
☆セクシュアル・ハラスメント防止のための環境づくりを進めます。			
① 地域・就業の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	広報・啓発用パンフレット等による周知徹底	商工課	継続
		男女共同参画室	継続
	地域・就業の場における研修会等での周知、啓発	男女共同参画室	継続
② 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止教育の推進	生徒への性に対する正しい知識の教育の実施	学校教育課	継続
	教職員の研修の実施	学校教育課	継続

生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

女性は、妊娠や出産のための身体的特徴を備えています。このことによって能力を発揮するうえで制約を受けたり、男性と異なる健康上の問題を生じることがあります。

特に女性は、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{※6}）の面から、心身両面における健康支援や相談体制の充実など、生涯を通じた支援を行うための総合的な取り組みが求められます。

また、望まない妊娠や低年齢層の性感染症、アルコール依存、薬物中毒、摂食障害なども社会問題化しており、これらは、自分自身の健康障害をもたらすほか、時には次世代への影響も懸念されるものです。

こうした社会環境をふまえ、生命尊厳・人権尊重の観点から、男女を問わず学校教育や生涯学習等の場をとおり、性や健康に関する教育の充実や自分の健康を守り育てる意識づくりが必要です。

※6 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：リプロダクティブ・ヘルスとは、女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であることをいいます。またリプロダクティブ・ライツとは、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ産むか、何人産むか、出産間隔など、すべてのカップルと個人（女性）が自ら自由意思で人生について自己決定ができ、そのための情報と手段を得ることができる権利です。

基本課題 9 生涯を通じた女性の健康支援

施策の方向及び概要	具体的施策	担当課	実施時期
(25) 生涯を通じた女性の健康づくりの推進			
☆女性のライフステージに応じて、生涯にわたる健康づくりを支援します。			
① 生涯を通じた健康づくりの支援	健康診査、各種がん検診の受診奨励	健康増進課	継続
	健康相談、健康教育の充実	健康増進課	継続
② 妊娠・出産にかかわる保健施策の充実	マタニティ教室の開催	健康増進課	継続
	妊産婦に対する各種健康診査、相談の充実	健康増進課	継続
	不妊治療費助成事業の充実	健康増進課	継続
	保健師、助産師による訪問指導の充実	健康増進課	継続
	産後安心ヘルパー派遣事業の充実	健康増進課	継続
③ 成人・高齢期における健康支援策の充実	乳がん、子宮がん、骨粗しょう症等予防のための正しい知識の普及・啓発	健康増進課	継続
	生活習慣病・更年期障害等の保健指導の充実	健康増進課	継続
④ 女性が受診しやすい環境づくりの推進	女性の身体的特徴や社会的状況に配慮した女性専門外来や女性の生涯にわたる総合的医療への支援	健康増進課	継続
(26) 「性と生殖に関する健康と権利」に対する意識の浸透			
☆「性と生殖に関する健康と権利」について広報し意識の啓発に努めます。			
① 「性と生殖に関する健康と権利」に対する意識啓発の浸透	広報、情報誌等による啓発	健康増進課	継続
	各種講座等の開催	健康増進課	継続
② 性に関する教育の充実	学級活動、保健体育の授業において教育を実施	学校教育課	継続
	薬物乱用防止教室の実施	学校教育課	継続
③ エイズ・性感染症等についての正しい知識の普及	エイズ・性感染症等についての正しい知識の普及啓発	健康増進課	継続

第3部

計画の推進

計画の推進のために

男女共同参画を推進するためには、市、市民、事業者がそれぞれの立場で責任を持って役割を果たしていく必要があります。また、市は男女共同参画の推進に当たっては、市民及び事業者と協働の下に行います。

計画を着実に実施し、男女共同参画の推進を実効性のあるものとするため、次のような体制を整えます。

1. 計画の推進体制の整備

(1) 白山市男女共同参画推進会議

市の男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するために設置した男女共同参画推進会議において、男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関し必要な事項を検討します。

(2) 白山市男女共同参画審議会

白山市男女共同参画推進条例に基づき設置した男女共同参画審議会において、男女共同参画の推進に関する基本的な方針、施策及び重要事項について調査、審査をします。

(3) 計画の周知

計画の実効性を高めるため、各種啓発事業を通じて計画を周知します。

(4) 男女共同参画苦情処理委員会

男女共同参画の推進に関する施策等に対する市民・事業者からの苦情の申し出に対し適切な対応を図るため、必要な措置を講じます。

(5) 計画の推進管理

計画の着実かつ円滑な推進を図るため、計画の進捗状況を定期的に確認・評価するなど、進行管理を行います。

2. 市民及び事業者との連携

(1) 市民、各種団体との連携

市民、各種団体との連携を深め、計画の推進を図ります。

(2) 事業者との連携

必要に応じて、事業者に対して職場の男女共同参画の状況について報告を求めたり、情報の提供などを行います。

3. 国及び他の地方公共団体との連携

(1) 国、県等との連携

計画を推進するに当たって、国、県及び他の市町村との情報交換を行うなど、相互に連携を深めていきます。

(2) 各種会議等への参加

国、県等との共催事業を積極的に開催し、研修等の機会の拡大を図ります。

また、国、県等が主催する会議等に職員及び市民等を派遣し、男女共同参画推進に関する理解を深めます。

4. 数値目標（別表）

6の数値目標を設定し、計画の着実な推進に努めます。

別表 数値目標

基本目標		項目	数値(目標年度)		現状(年度)		備考
I	家庭・職場・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	70%	(H28)	45.8%	(H23)	
II	男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	「男女共同参画社会」という用語の認知度	100%		52.4%		
III	方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	審議会委員等における女性委員の割合	40%		29.2%	(H23)	現状は4/1現在
IV	男女の人権の尊重	「DVホットライン白山」の認知度	100%		6.9%	(H22)	白山市配偶者等からの暴力及び被害者の支援に関する基本計画の目標値
		DVの認知度	100%		76.7%		
		デートDVの認知度	80%		17.1%		

資 料 編

- 1 白山市男女共同参画推進条例
- 2 白山市男女共同参画推進会議設置要綱
- 3 白山市男女共同参画審議会委員名簿
- 4 男女共同参画行動計画白山21（改定版）策定までの経過

白山市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第20条）

第3章 男女共同参画審議会（第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等をうたい、男女共同参画社会基本法においては男女の性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を掲げ、様々な取組が進められている。

しかしながら、社会においては、いまだに性別による固定的な役割分担などが残されていることから、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会の確保が求められている。

こうした状況から、本市においては、男女が平等な協力関係の下にお互いの人権を尊重し、快適な生活を営むことができる地域社会の構築とその実現に向けた意思の醸成を図ることが必要となっている。

ここに、市、市民、事業者等の協働の下、市民一人一人が自らの意思により、社会のあらゆる分野に積極的に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他男女間における親密な関係にある者に対する身体的、精神的、性的及び経済的な暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行わなければならない。

- (1) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 男女の人権の尊重
- (5) 国際社会との連携及び協調

(性別による権利侵害の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(市民に提供する情報への配慮)

第5条 何人も、市民に提供する情報、広報等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長する表現その他過度な性的表現を用いないよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、県、市民及び事業者等と連携し取り組むものとする。

（市民の責務）

第7条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、自らが主体的に行う地域活動において、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる環境を整備するよう努めなければならない。

3 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第8条 事業者等は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（行動計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、第21条第1項に規定する男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとし、行動計画の変更に当たっては、前2項の規定を準用する。

（推進体制）

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するために、必要な体制を整備するものとする。

（調査研究）

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又は施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

（報告の徴収等）

第12条 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者等に対し、事業活動における男女共同参画の推進状況について、報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により把握した男女共同参画の推進状況を取りまとめ、公表することができる。

3 市長は、第1項の報告に基づき、事業者等に対し、情報の提供等を行うことができる。

（広報等による啓発）

第13条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者等の理解を深めるため、広報そ

の他の啓発活動を積極的に行うものとする。

（教育における措置）

第14条 市は、市民が男女共同参画の推進に対する関心と理解を深めることができるように、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者等への活動支援）

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う学習その他の活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（実施状況等の報告）

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

（苦情への対応）

第17条 市長は、市民及び事業者等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を適切に処理するため、白山市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 苦情処理委員は、前項の規定による苦情の申出があったときは、関係者から説明を求め、必要があると認めるときは、助言、指導又は勧告を行うものとする。

3 苦情処理委員は、委員3人以内とし、男女共同参画の推進に関し識見を有する者から、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

7 前各項に定めるもののほか、苦情への対応に関し必要な事項は、規則で定める。

（相談への対応）

第18条 市長は、市民からの性別による権利侵害に関する相談を適切に処理するため、必要な体制を整備するものとする。

（性別による権利侵害の防止及び被害者支援）

第19条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等性別による権利侵害を防止する施策を講ずるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

（附属機関等における構成員の男女均衡）

第20条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員等を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、次条第5項の規定に準じて、男女の均衡を図るよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第21条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、白山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項について調査審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項に関し、審議会自らが調査審議を行い、必要に応じて市長に意見を述べること。
- (3) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の点検評価を行い、必要に応じて市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員の構成は、男女のいずれか一方の委員数が委員の総数の10分の4未満にならないようにしなければならない。

5 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者から、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第9条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

附 則（平成21年3月24日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

白山市男女共同参画推進会議設置要綱

（設置）

第1条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、白山市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関し必要な事項を検討する。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、市民生活部に関する事務を担当する副市長をもって充てる。

3 副会長は、前項の副市長以外の副市長及び教育長をもって充てる。

4 会員は、別表第1に定める職を有する者をもって充てる。

5 会長は、推進会議を統括し、推進会議を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序によってその職務を代理する。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

（幹事会）

第5条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事長は、市民生活部長をもって充てる。

3 幹事は、別表第2に定める職を有する者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を統括し、幹事会を代表する。

5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した幹事がその職務を代理する。

6 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部男女共同参画室において処理する。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月2日訓令第8号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長、企画財政部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業部長、観光推進部長、建設部長、上下水道部長、教育委員会事務局教育部長、議会事務局長、美川支所長、鶴来支所長、河内支所長、吉野谷支所長、鳥越支所長、尾口支所長、白峰支所長

別表第2（第5条関係）

総務課長、企画課長、障害福祉課長、市民課長、農業振興課長、観光課長、土木課長、企業総務課長、教育委員会事務局教育総務課長、議会事務局議事調査課長、美川支所市民生活課長、鶴来支所市民生活課長、河内支所市民福祉課長、吉野谷支所市民福祉課長、鳥越支所市民福祉課長、尾口支所市民福祉課長、白峰支所市民福祉課長

白山市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：平成22年7月1日～平成24年6月30日)

	氏 名	役 職 等
会 長	北 川 邦 昭	白山市社会福祉協議会会長
副会長	中 橋 悠 子	民生委員児童委員
委 員	荒 木 満由美	石川県男女共同参画ネットワーク会員
委 員	濱 上 ミチコ	白山市女性協議会会長
委 員	笠 野 育 子	元 白山市男女共同参画計画策定委員会委員
委 員	金 丸 和 弘	(NPO) 加賀白山ようござった理事
委 員	熊 田 徹	石川県男女共同参画ネットワーク会員
委 員	佐 野 達	行政相談委員
委 員	蜜 谷 榮	白山一里野温泉観光協会 女将の会会長
委 員	山 口 規公枝	公募

男女共同参画行動計画白山21（改定版）策定までの経過

時 期	内 容
平成 23 年 5 月 16 日（月）	庁内各部局へ協力依頼
平成 23 年 6 月 21 日（火）	平成 23 年度第 1 回男女共同参画推進会議開催 （計画の策定の説明）
平成 23 年 7 月 4 日（月）	第 1 回担当者会議 （見直しの検討）
平成 23 年 7 月 6 日（水）	平成 23 年度第 1 回男女共同参画審議会開催 （計画策定スケジュール等の説明・アンケート内容の検討） 市長から諮問
平成 23 年 9 月	男女共同参画に関する市民意識調査 ・ 白山市在住の 20 歳以上の市民 ・ 2,000 人 回収率 39.3%
平成 23 年 10 月 20 日（木）	担当者で見直し案の確認
平成 23 年 10 月 26 日（水）	第 2 回男女共同参画審議会開催 （行動計画改定案の検討①・アンケートの報告）
平成 23 年 11 月 30 日（水）	第 3 回男女共同参画審議会開催 （行動計画改定案の検討②）
平成 23 年 12 月 22 日（木） ～24 年 1 月 12 日（木）	パブリックコメント実施（22 日間） （意見：1 名 1 件）
平成 24 年 2 月 10 日（金）	第 2 回男女共同参画推進会議開催 （最終調整）
平成 24 年 2 月 14 日（火）	第 4 回男女共同参画審議会開催 （パブリックコメントの結果報告、計画最終案について報告→了承） 市長へ答申
平成 24 年 3 月	計画の決定・公表



男女共同参画行動計画 白山21（改定版）
～ ひとりひとりが輝けるまちをめざして ～

平成24年3月

発行 白山市市民生活部男女共同参画室
〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地
TEL 076-274-9577